

「子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大臣  
が定める場合を定める件を廃止する告示案」について

令和5年3月31日  
内閣府

1. 題名

子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大臣が定める  
場合を定める件を廃止する告示

2. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

3. 意見公募を行わなかった理由

本告示案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第66条の3に規定する  
「施設型給付費等負担対象額」の算定方法の特例を定めた告示を廃止するものであり、行  
政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第3号に該当するため、意見の募集を行  
いませんでした。

4. 公布・施行日

公布日：令和5年3月31日

施行日：令和5年4月1日

【参照条文】

○行政手続法（平成5年法律第88号）抄

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定め  
ようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意  
見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」とい  
う。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二 （略）

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎  
となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八 （略）